

吉野川市農業委員会総会議事録(12月総会)
(令和4年12月)

1. 開催日時 令和4年12月19日(月)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (2人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4 議第45号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第5 報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員
- 事務局長 岡田佳明

局長補佐
事務主任

原田裕充
森本佑治

8. 議事進行

事務局

総会の開会に先立ち、ご報告いたします。

先ほど、会長、会長職務代理者、副会長2名によりまして、市長に対し、令和5年度吉野川市農業施策に関する政策提案書の提出を行ってきました。これは、徳島県農業会議が、知事に対して政策提案したものを参考に作成しており、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定の基づき、毎年提案するものでございます。

では、定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年12月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、1番松本委員、9番川端委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和5年3月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、11番、江本委員、13番、芝高委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長

本日の定例会に出ております議案は、
議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件
議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 6件
議第45号 農用地利用集積計画の決定について
報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ま

すよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第43号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第43号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町上下島字片センダン492番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は、858㎡です。譲渡人は、令和3年8月に農地法3条許可を受け、申請地を取得しましたが、その後体調をくずし農業ができなくなりました。知人である、譲受人へ話をしたところ、農地として利用するということで、話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、6,628㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先日現地調査をしたのですが、山土で高さ調整を行い、その上へ耕作土を盛って道路敷きと同じ高さに譲渡人がしておりまして、譲受人が耕作するには何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第43号1番の、売買による所有権の移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第43号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第43号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、山川町諏訪413番2、地目は、台帳、現況共に田、面積は2,423㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、専業農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地7,504㎡で、主に柑橘類を栽培しており、申請地は、継続して米を作付けする予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 川端委員は欠席でございますが、現地調査の報告を頂いております。調査の結果、農地での使用なので問題はないとのことでした。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第43号2番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第43号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第43号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、山川町川田1205番、地目は、台帳、現況共に田、面積は546㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地2,539㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、南園です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は東京都に住まいしております、この方は吉野川市の偉人の子孫でございます、資料の3番をご覧頂きますと、その偉人宅南側の土地でございます、この度売買ということで、地図上で左上にあります譲受人のお宅です。同一敷地内に2世帯あるのですが、50年ぐらい小作をしております、この度区切りということで、譲受人宅も農業をしております何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第43号3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第43号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第43号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、鴨島町山路字堂原556番1、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は297㎡でございます。農用地区分は、令和2年5月25日付けで農振除外された、第2種農地でございます。併せて利用する土地、鴨島町山路字堂原558番5、地目、宅地がございます。

計画概要は、譲渡人は、農業を縮小しており、隣接地所有者で事業を営んでいる譲受人と売買で話がまとまったようです。併せて利用する土地と共に、従業員用及び事業用駐車場として使用する予定のようです。事業費は、自己資金200万円でございます。

土地の造成については、整地の上、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがありますので、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透と側溝へ自然流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地は長年耕作放棄地でございます。南は住宅等がありまして、北及び東は道路でございます、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第44号1番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第44号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第44号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料5です。
申請地の所在は、川島町川島字王子692番、地目は、台帳、現況共に田、面積は737㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル150枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金850万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結

果ならびに補足説明をお願いします。

15番 15番、阿部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先日現地調査に参りました。この土地については、20数年耕作が放棄されています。今回太陽光にする南側に太陽光パネルが設置されており、周辺環境については何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第44号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第44号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第44号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、4番の売買による農業用資材置き場及び駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

3番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、川島町三ツ島字北新田496番1、地目は、台帳、現況共に畑、面積は713㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日付けで農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル224枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金900万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁と土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

4番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、川島町三ツ島字新田213番16、地目は、台帳、畑、現況、田、面積は199㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日付けで農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は、県外で居住しているため、農業をすることができません。隣接地所有者で市外に住んでいますが農業を営んでいる譲受

人と売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、農機具や農業資材置き場、駐車場として使用する予定のようです。事業費は、自己資金50万円でございます。

土地の造成については、整地の上、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び新設擁壁を建設するため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第44号3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、4番の売買による農業用資材置き場及び駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第44号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第44号3番及び4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。本件につきましては、3,000㎡を超える大規模面積のため、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 2頁、3頁をご覧ください。5番でございます。5筆でございます。

位置図については、資料8です。

申請地の所在は、山川町忌部81番3 他4筆、地目は、台帳、現況、共に畑又は田、5筆の合計面積は5,322㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル1,411枚、パワコン5基、発電出力499.9kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金1億2,000万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民

民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は高齢で農業ができないということで、近くの人に貸しておりましたが、その方から土地を返され、管理に困っていたところ、太陽光の話があり売買で話がまとまったということです。隣接する所有者も高齢であり、息子さんに譲ってしまして、息子さんも町外で生活しており、管理ができないということで、この話に便乗したということです。何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第44号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第44号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第44号5番につきましては許可することに決定いたしました。本件につきましては、徳島県農業会議へ諮問致します。

事務局 続きまして6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

6番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、山川町川田28番、地目は、台帳、現況共に田、面積は999㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル156枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,161万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設

擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。個々は長年耕作放棄地でございました。この度の申請により耕作放棄地が解消されるので、周囲の人は喜んでいきます。南北に家がございまして、宅地が隣接しております。事業者の方に十分説明するようお願い致しまして、この点について実行していただけたら、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第44号6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第44号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第44号6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第45号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4頁から11頁をご覧ください。議第45号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和4年12月1日付け4吉農林第277号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権新規設定が39件67筆73,968.00㎡、利用権再設定(更新)が65件118筆120,435.00㎡、でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第45号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第45号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第45号につきましては、承認されました。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の26頁をご覧ください。
今回ご報告致します件数は、4件8筆でございます。
内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件4筆、
残存小作権設定の賃貸借権の合意解約が3件4筆、でございます。
以上でございます。

議 長 報告事項(1)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他について、特にございません。

以上です。

議 長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時40分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記